

# Actus Newsletter(資産税)

## 相続時精算課税制度



贈与とは、当事者の一方が自己の財産を無償で相手方に与える意思表示し、相手方が受諾をする事によって、その効力を生ずる行為です。税務上は、「暦年課税制度」と「相続時精算課税制度」とがあります。今回は「**相続時精算課税制度**」についてご紹介します。

### ■ 相続時精算課税制度について

相続時精算課税制度(以下「本制度」)は、暦年課税の年間110万円の控除とは異なり、**2,500万円**の控除がある制度です。累計2,500万円を超える贈与については、**一律20%**の贈与税が課されます。また、贈与者と受贈者に制限があります。本制度の贈与者に相続が発生した際には、贈与された財産を**相続財産に含めて相続税を計算し**、相続税で精算することになります。本制度の利用に際しては、贈与した年の翌年3月15日までに、本制度を選択する旨の届出書を提出する必要があります。一度選択すると、暦年課税の贈与は使えなくなります。

### ■ 「相続時精算課税」と「暦年課税」の比較

| 区分  | 相続時精算課税                                 | 暦年課税                              |
|-----|---|-----------------------------------|
| 贈与者 | 60歳 <sup>※1</sup> 以上の者                  | 制限なし                              |
| 受贈者 | 20歳 <sup>※2</sup> 以上の推定相続人及び孫(贈与者の直系卑属) | 制限なし                              |
| 選択  | 必要(一度選択すると相続時まで継続適用)                    | 不要                                |
| 控除  | 特別控除額: 累計 <b>2,500万円</b> (複数年にわたり使用可)   | 基礎控除: <b>110万円</b> (毎年使用可)        |
| 税率  | <b>一律20%</b> の税率                        | <b>10%~55%</b> の累進税率              |
| 相続時 | 相続税の計算時に精算(合算)<br>(贈与財産は贈与時の時価で評価)      | 相続税とは切り離して計算<br>(相続開始前3年以内の贈与は加算) |

※1 令和4年4月1日以後の贈与については、**18歳**

※2 **住宅取得等資金**に係る贈与をする場合は、**贈与者の年齢制限が無く、60歳未満の者**からの贈与でも相続時精算課税贈与が可能

### ■ 相続時精算課税の注意点

#### ①一度選択すると、暦年課税贈与は使えなくなります

相続時精算課税を一度選択すると、同じ贈与者からの贈与については、**暦年課税の贈与は使えなくなります**。例えば、父から長男への贈与に相続時精算課税を選択した場合は、それ以後は父から長男の贈与は全て相続時精算課税の贈与として扱います。母から長男への贈与に関しては、暦年課税の適用となります。

#### ②適用するためには届出書の提出が必要となります

相続時精算課税を選択しようとする受贈者は、その選択に係る**最初の贈与**を受けた年の**翌年2月1日から3月15日**までの間に(贈与税の申告書の提出期間)、納税地の所轄税務署長に対して、一定の書類とともに、「**相続時精算課税選択届出書**」を、贈与税の申告書に添付して提出する必要があります。

#### ③贈与時の価額で相続時に精算されます

相続発生時には、贈与された財産を**贈与時の価額**で**相続財産に含めて相続税を計算し**、贈与税が精算されることとなります。したがって、その贈与財産の相続時の時価が、**贈与時より下がった場合**にも、**高い贈与時の時価**で相続税の計算が行われます。価額が下がった場合には、相続時精算課税の適用により相続税の負担が増加する場合がありますので注意が必要です。

### ■ 相続時精算課税制度を活用した事例

制度の特長を踏まえると、以下のような場合に相続時精算課税制度を選択する事が想定されます。実際の適用にあたっては、前述の「注意点」に配慮する必要があります。

- ・**株価対策をした非上場株式**を贈与する場合などで、暦年課税贈与の基礎控除額を超えるような多額の財産を無税もしくは少額の贈与税の納付で**一時に贈与**したい場合
- ・贈与時の価額で固定される為**将来的に値上がり**が予想される財産を、評価額が低いうちに移転したい場合
- ・将来相続税がかからない人、少額の相続税が見込まれる方で、**早期に財産移転**を行いたい場合

### ■ 相続税・贈与税の一体課税導入議論

令和3年度税制改正大綱において「資産移転の時期の選択に中立的な相続税・贈与税に向けた検討」がなされ、相続税と贈与税を一体的に捉えて課税する観点から、相続時精算課税制度と暦年課税制度の見直しが検討されています。一生涯の生前贈与額の累積を相続時の遺産と一体的に課税する制度のような、相続時精算課税制度に近い内容に統一されることも想定される為、今後の税制改正の動向に注視していく必要があります。

# 相続のことなら アクタスにおまかせください

## アクタスサービスラインナップ

### 相続税の申告支援業務

#### 相続税申告

申告期限は10か月です。  
年間100件以上の申告実績がある  
アクタスが丁寧に対応します。

#### 税務調査1%未満

適正な申告書作成はもちろんのこと、  
書面添付制度の導入により税務調査の  
対策を随時おこなっています。

#### スピード対応

ご依頼から申告までをスピーディ  
に対応し、税金の不安をいち早く  
解消させます。

### 相続事前対策業務

#### 簡易診断

お持ちの財産について、概算での  
評価と相続税を計算し、現状を分  
析します。

#### 遺言書作成支援

「相続」が「争続」とならないよ  
う自筆証書遺言や公正証書遺言の  
作成を支援します。

#### 事業承継対策

親族承継や親族がい承継、M&A  
まで含め、様々なパターンによる  
事業承継をサポートいたします。

### 相続後のご相談

#### 二次相続節税支援

生前贈与や贈与税の特例制度を活  
用した節税、保険加入や不動産の  
提案など様々な節税対策を支援し  
ます。

#### 不動産売買支援

相続により取得した不動産の売却  
を支援します。

#### 譲渡所得／ 不動産所得対応

相続手続き後の確定申告作業まで、  
担当した税理士が対応します。

お気軽にご相談ください。初回の相続相談は **無料** です！